

学校感染症による出席停止について

奈良県立山辺高等学校山添分校

保護者様

医師により学校感染症と診断された場合は、学校保健安全法第19条の規定により出席停止扱いとなり欠席にはなりません。つきましては、主治医の指示に従い、登校許可がでるまで家庭で静養してください。また、登校する際には、医師の登校証明証を学校に提出してください。

医師様

日頃より本校生徒がお世話になりありがとうございます。下記の「登校許可証」にご記入いただきますようお願いいたします。

登校許可証

____年 生徒氏名_____

第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア、鳥インフルエンザ(H5N1) 重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る) 新型インフルエンザ等の感染症
第二種	インフルエンザ 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜熱 結核
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の伝染病()

上記、該当疾患に○印をつけ、必要事項をご記入下さい。

◎意見欄

登校(出席)停止
その他

◎期間 自平成____年____月____日 ~ 至平成____年____月____日
平成____年____月____日からの登校を許可しました

医療機関

医師氏名

印

平成____年____月____日